

広島県告示第二百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十五年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を	所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ライフクリエート	尾道市高須町四八三四番地一三	尾道市高須町四八三四番地一三	デイサービスセンター・まりも	尾道市高須町四八三四番地一三	通所介護	平成二五年三月一日
介護福祉サービス株式会社	福山市新市町新市八八八番地	府中市高木町二〇番地一	福祉用具ゆうゆう高木	府中市高木町二〇番地一	特定福祉用具販売	平成二五年三月一日
株式会社シーズンモチベーション	広島市中区国泰寺町一丁目八番一四号	廿日市市串戸四丁目四番六号	デイサービス季楽串戸	廿日市市串戸四丁目四番六号	通所介護	平成二五年三月一日